

## 第 9 期第 2 回 東京地方労働審議会 労働災害防止部会

日 時 平成 31 年 3 月 18 日 (月)

司 会 　　ただいまより、東京地方労働審議会第 9 期、第 2 回労働災害防止部会を開催いたします。

　　まず、はじめに本部会の定足についてですが、本日の出席委員は公労使の各代表 1 名以上のご出席をいただいておりますので、かつ、全体の 3 分の 2 以上のご出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第 8 条第 1 項により、この部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

　　また、東京地方労働審議会運営規則第 5 条の規定に基づき、原則として公開の会議とさせていただきます、その議事録についても公開させていただくことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。

　　それでは、以後の議事進行につきましては、東京地方労働審議会運営規程第 7 条により準用された第 4 条により、脇坂部会長をお願いしたいと思います。脇坂部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

脇坂部会長 　　それでは、進行させていただきます。はじめに議事録につきまして、東京地方労働審議会運営規程 6 条において、2 名の委員に議事録への署名をいただくことになっております。つきましては、議事録署名委員を、公益側は私が、労働者側は反町委員、使用者側は本多委員に署名員になっていただきたいと思います。どうか、よろしくをお願いいたします。

　　まず、議題に入ります前に、中村労働基準部長より、ご挨拶をお願いいたします。

労働基準部長 　　労働基準部長の中村でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、午前中の本審に引き続き、労働災害防止部会にご出席いただき、ありがとうございます。

　　前回の労働災害防止部会では、平成 30 年度を初年度とする 5 か年計画の第 13 次東京労働局労働災害防止計画を審議していただきました。資料につきましては、本日の資料一覧の中の 2 ページ以降に概要を載せさせていただいております。現在、東京労働局では、この計画に基づき、労働災害防止のための施策に努めているところでございます。

　　さて、東京都内の労働災害の発生状況ですが、本審でも説明させていただきましたとおり、平成 31 年 2 月末現在の速報値でございますが、平成 30 年の労働災害は、死亡者が前年同期と比較して 3 人増加の 57 人、休業 4 日以上 の死傷者は 6.8% 増加し、10 年ぶりに 1 万人を超えてしまっているという状況でございます。先ほど説明いたしました第 13 次東京労働局労働災害防止計画の初年度から非常に厳しい状況になっているというところでございます。

一方、明けて平成 31 年でございますが、死傷者数は 30 年より減少しているものの、死亡者数につきましては最新の状況では、既に 10 人の方が尊い命を失っているという状況でございます。前年同期と比べ、4 人の増加という状況の中で、特にビルメンテナンス業におけるロープ高所作業で 3 人の方が亡くなっており、これに対する対策を進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、ご承知のとおり、昨年は多くの死傷者を出す建設中の工事現場での火災による労働災害が発生したところでございます。このような災害を二度と発生させないように、東京労働局としてはしっかりと労働災害の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

過重労働による健康障害やメンタルヘルス対策も大変重要な課題でございます。当局における 29 年度の労災認定状況を見ますと、脳心臓疾患、精神疾患、いずれも前年より増加をしております。

このような中、昨年の通常国会で可決成立しました「働き方改革関連法」のうち、改正労働基準法や改正労働安全衛生法が、本年 4 月から順次施行されていくことになります。

改正労働安全衛生法の内容につきましては、「産業医・産業保健機能の強化」、「長時間労働者への面接指導の強化」の 2 点が大きな柱になっております。メンタルヘルス対策をはじめ、労働者の健康確保を図る上で、産業医や健康診断機関の重要性がますます高まっているという状況の中で、東京労働局では、あらゆる機会を通じて、この改正労働安全衛生法の周知に努めてまいりたいと考えております。

もう 1 点、働き方改革の関連でございますが、病気の治療と仕事の両立支援も重要な課題になっております。当局では昨年、東京都内に本社を置く上場企業 1,843 社に対しまして、「病気の治療と仕事の両立支援」についてアンケートを実施いたしました。回収率は 37.5%と、ちょっと低かったのですが、回答があった企業のうち、両立支援に取り組んでいる企業の割合は 52%でございました。回答のなかった企業についてはわかりませんが、取り組んでいないということもありますので、まだまだ周知が足りない状況ではないかと考えています。

また、取り組んでいない企業の中で、取り組んでいない理由として、「両立支援制度を知らない」と回答をした企業は 23.6%ということで、このようなアンケート結果を踏まえまして、引き続き関係機関と連携を通じて、企業の意識改革・支援体制の整備等を促進していきたいと考えています。

本日は、第 13 次防の進捗状況並びに次年度の取り組みについて、担当から説明させていただきます。その後、ご議論をお願いしたいと考えております。忌憚のないご意見を委員の皆さまから賜り、当局の労働安全衛生の施策に反映させていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

脇坂部会長        それでは、早速、議題 1 に入りたいと思います。第 13 次東京労働局労働災害防止計画の進捗状況について、事務局から順次、説明をお願いいたします。

直野安全課長     安全課長 直野のほうから第 13 次労働災害防止計画（13 次防）の進捗状況につきまして、ご説明申し上げます。

議題では、進捗状況と、あと安全衛生法令の改正について、二つ並んでございますけれども、安全、健康、それぞれの分野で安全のほうは私、直野から、それから、健康の分野のほうは健康課長 田村のほうから、それぞれ私のほうから 30 分程度、田村のほうからは 20 分程度、所要 50 分程度のお時間をいただきますまして、説明をさせていただきたいと思います。

そうしましたら、資料に移りまして、昨年度に議論いただきました 13 次防の概要について、資料一覧の 2 ページ目を開けていただければと思います。こちらは昨年度出られた委員の方につきましては似たようなものをご覧になっているかと思いますが、13 次防、ちょっと 1 年経ってしまいましたけれども、セットされた状況というのはこういうことになっております。簡潔に計画の概要をご説明申し上げます。

計画の概要でございますが、基本目標として死亡災害は平成 29 年、2017 年と比較して、5 年間で 15% 以上減少させる。死傷災害につきましては、同じく平成 29 年、2017 年と比較しまして 5 年間で 5% 以上減少させる という目標を立てております。それから業種ごとに、例えば建設業であれば、死亡者 15% 以上減少、他の業種につきましては書いてありますとおり、死傷者 5% 以上減少などの各業種の目標を掲げております。それから、メンタルヘルスであるとか、腰痛であるとか熱中症などのこういった処々の小目標を立てているという状況でございます。

13 次防はどここの都道府県労働局も策定しているわけでございますけれども、東京で特に特徴的な部分はその下の部分です。東京においては三つの考え方に基づいて施策を進めることとしております。

一つ目がいわゆる 2020 年東京大会の施設工事における安全衛生対策ということが大きな一つの柱になっております。

二つ目が、東京は本社が多くございますので、本社に対して働き掛けを行うことで全国の傘下、支店などへの安全衛生対策を進めていく、それによって全国の労働災害を減少させていくという、東京ならではの取組かなと思っております。主に第 3 次産業に適用しておりますが、最近であると、いわゆる運輸、特にトラック分野に対して、こういった考え方でもって今年度から指導を行っているという状況でございます。

三つ目が、「行政が進める安全衛生対策の見える化」ということでございます。いわゆる機運の醸成に相当する取組でございまして、この「Safe Work TOKYO」、これも東京、神奈川、埼玉など、近県も幾つか参加しているセーフワークというロゴマークでございますが、こういったものも活用して。各

種の行事、イベント、産業安全衛生大会であるとか、産業保健のフォーラムであるとか、あるいは労働者を対象にした安全宣言コンクールということも東京都独自でやっています。こういった趣旨の取組、国民の方々も参加できる取組ということを使って、行政が進める安全衛生対策を見える化していこうと。こういった3つの柱で13次防は成り立っているということでございます。

重点事項ごとの具体的な取組を業種ごとに書いております。細かくは申し上げますませんが、特に建設業は死亡災害対策に重点を置いております。それから三次産業対策、陸上貨物運送事業対策、めくっていただきまして3ページ目についていただきますと、業種によらないといいますが、業種横断的と申しますか、災害の形態別、転倒であるとか、腰痛であるとか、熱中症、交通事故、それから機械災害の防止対策ということをメニューに掲げております。

それから、労働者の属性に応じた労働災害防止対策というものを掲げております。高年齢者、非正規、外国人労働者、それから障害者の労働者と、こういった方々に対する労働災害防止も重要ということで、13次防にはメニューとして掲げてあるという状況です。

(2)以下の文は過労死の防止であるとか、病気の治療と仕事の両立支援の対策。めくっていただきまして、(4)が化学物質、(5)が受動喫煙、あとは(6)、(7)、(8)で企業への働き掛けであるとか、業界単位の働き掛けであるとかが書いてありまして、最後の(8)が、先ほどご説明した、いわゆる安全衛生対策の見える化に相当する取組を規定しているということでございます。

こういったものを13次防に規程して、今年度を初年度として5年間で労働災害防止対策を進めていくという状況でございます。

それでは、進捗状況につきまして、労働災害防止部会説明資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

順次、資料一覧を少し参照するところがありますので、恐縮ですが、お手元に資料をご用意いただければと思っております。

そうしましたら、スライドの2枚目に相当しますが、労働災害の現状について申し上げます。平成30年、死傷者につきましては10年ぶりに1万人を超えております。2月末の速報値で1万人を超え、これを見ていただければ分かりますが、平成20年よりも既に多い状況ということでございます。この3月末も、もう少し、統計上、どうしても増えるかなというふうに考えております。試みに前年の同時期と比較してみますと、下の四角に書いてありますとおり、632人、割合にして6.6%の増加となっているという状況で、大変、東京局としては危機感を覚えているという状況でございます。これが死傷者の状況ということでございます。

めくっていただきまして3ページ目についていただきますと、死亡者の状況でございます。業種別は円グラフのとおりでございます。三次産業でくくってしまうと、一番多いのは三次産業でございますが、三次産業をもうちょっと細分化

すると建設業が一番多いという状況になっております。建設業で18人、およそ3分の1ぐらいの死亡者になっておるとい状況でございます。

それから、死亡者の割合は運輸交通業が多く、第三次産業、どうしても東京はいろいろな業種がありますので多くなっておりますが、三次産業を全て足し合わせると27人で、これも非常にボリュームを占めているという状況でございます。

上の四角のところへいっていただくと、墜落・転落で18人の方が亡くなっております。高所から亡くなるという方が、どうしても建設業の場合が多いわけですが、何も高所だけから落ちて亡くなるというわけではございません。例えば、運輸交通業8人のうち、内交通事故は7人と書いてございますが、残り1人は何かというと、荷卸し中にトラックの荷台から転落して亡くなっているという、そういう災害でございます。必ずしも、ものすごい高所から落ちたというわけではございませんが、こういう亡くなり方をしている方がいらっしゃるということが一つ。

それから、三次産業のほうへいただきますと、墜落・転落で10人の方が亡くなっているわけですが、階段から落ちましたとか、脚立から落ちましたとか、これもまたそんなに高い場所ではないところで落ちて10人中6人の方が亡くなっているという状況でございます。

それから、交通事故で17人の方が亡くなっているということです。一番多いのは運輸交通業で7人の方が亡くなっており、三次産業でも8人の方が亡くなっているというものでございます。

一口に交通事故と申し上げましても、自分の運転でぶつかってしまったとか、追突してしまったということもあれば、交通事故は場合によっては他の車にひかれてしまったとか、他の車が追突してきたとか、そういったものを足し合わせたの交通事故ということでご理解いただければと思います。いずれにいたしましても墜落・転落で18人、交通事故で17人。事故の型でみると、その2つが多くを占めているという状況でございます。

災害事例のほうは4ページ目に書いてあるとおりです。製造業につきましては、機械災害というわけではございませんが、溶接作業中に感電したものと熱中症で1人ずつ亡くなっているという状況です。

それから、建設業につきましては、墜落・転落が6人で一番多いわけですが、平成30年7月にあった大規模の火災で亡くなっている方がいます。それから熱中症も、平成30年につきましては猛暑の影響もありまして、死亡者が発生しているという状況です。その他にも移動式クレーンに起因する災害であるとか、建築資材を運ぶ途中、資材が倒れてはさまれたという災害であるとか、あとはフォークリフトで荷卸しする際の災害であるとか、ダクトの撤去作業中、ダクトが落下したとか、建設業においてはこういった死亡事例がございます。運輸交通業は先ほど申し上げたので割愛させていただきます。三次産

業につきましてもいろいろ書いてございますけれども、階段であるとか、脚立から落ち亡くなったという方もいらっしゃる、・の3つ目、これは駐車場で社用車を移動させるために向かっていたところ、スロープで転倒したということで、転倒でも死亡災害が発生するといった例でございます。また、交通事故であるとか、清掃作業中に墜落して亡くなったといったこともございます。あとは、農業でございますけれども、2人の方が亡くなっているということで、死亡災害についてはそういう状況でございます。

業種別について、災害の発生状況とそれに対して30年度はどういうことをやってきたか、それから次年度の対策についてどういうことをやっていこうと予定しているかということについて、業種ごとに分けて、これからのお時間は説明させていただきたいと思います。

まず、5ページ目、6ページ目でございますけれども、建設業につきましても、こうして一緒に見れば明らかでございますが、死傷者、死亡者ともに墜落・転落によるものが最も多いということで、必然的な帰結として、そこへの対策が最も重要なところになってくるというわけです。加えて、平成30年度の状況を見てみますと、必ずしも大規模だけではないのですが、大規模建設現場をはじめとして、建設現場火災が今年度は多く発生しているところです。今年度と申し上げたのは平成30年だけではなく、平成31年明けてからも1月、2月に複数火災があったからということをお知らせしておきます。いずれにしても、墜落・転落と火災について力を入れてやっていかなければいけないのかなと、そういったことが災害発生状況からも見て取れるということでございます。

6ページ目の30年度の取組にさせていただきますと、どういうことを当局でやってきたかということでございます。まず、これもまた私ども、東京局で独自の取組ではございますが、大手の建設事業者の方々を集めて、連絡会議というものを開催しております。これは今年度からスタートしており、今年度は4月と12月に実施しております。墜落制止用器具の使用徹底に係る標語策定であるとか、あと、外国人労働者が都内においてはかなり増えて続けているという状況もあるものですから、安全標識への外国語の併記の勧奨であるとか、そういったことを議論し、あとは墜落・転落防止対策。やはり、先進的な会社が多いものですから、そういった先進的な事例などを各社から集めて、それをフィードバックすることによって、好事例を各社においても展開するというのをやっております。こういった、大手の事業者を集めた連絡会議をやっているというのが1つ。あとは建設現場への指導ということをやっております。労働局長によるパトロールであるとか、オリンピック、パラリンピックの施設工事のパトロールであるとかが2つ目ということでございます。

大規模建設現場で火災が発生したり、東京大会の施設工事においても、その安全対策が万全かといいますと、災害が少し起こっているというところも見受けられたものですから、先月、先々月にかけて、東京大会の施設工事でも安全

指導を何件か行わせていただいたというところでございます。こういった現場指導を行っています。

それから3つ目、建設現場の火災防止の指導を申し上げますと、発生したのが7月でございましたが、それを受けて、私ども東京労働局では、緊急的に建設事業者自主点検を求めまして、1,800弱の回答が集まったもので、それを踏まえまして、指導が必要だと認められるところ、150現場に9月から10月にかけて指導を行ったところでございます。それと同時並行で9月、12月には火災防止の講習会を建設事業者向けにやったところでございます。ただ、年内はそういった取り組みをやってきたのですが、まだ、明けてから1月、2月も、幸い人的被害という意味では大事には至らなかったのですが、見た目は少し激しめの火災が幾つかありましたものですから、都内で大規模現場を施行中の大手の建設事業者23社ばかりに来ていただきまして、火災防止の要請を改めて、先月にも行ったというところでございます。こういった指導をやってきたのが30年度ということでございます。

次年度の対策。幾つかのものは重なりますけれども、災害発生状況や今年の状況を踏まえまして、1つにはやはり足場からの墜落・転落防止対策を特に重点的にやっていくということです。2つ目が火災防止対策は引き続きやります。オリンピック、パラリンピックも工事終盤ということですが、火災が結構終盤に発生していることが、どうも今年のものを見ると多いようですので、そういったところもやっていくことが必要なのかと思います。あとは、3つ目です。東京大会施設工事も終盤でございます。それから、大規模建設現場へも引き続き、機会を捉えて指導させていただきたいと思っております。

足場からの墜落・転落防止対策ですが、ちょっとだけアナウンスをさせていただければと思います。資料一覧の中で申し上げますと14ページ、次年度、全国的な施策でございますが、既存不適合機械等の更新の支援ということで、いわゆる安全帯でございます。安全帯の規格が変わりまして、胴ベルトから、原則としてフルハーネス型になっているということでございます。経過措置により、従来の胴ベルト型も一定期間までは使えるわけですが、当然、フルハーネスにしたほうが安全性が高いということでございまして、厚生労働省のほうで、こういう補助金、法令上はまだ使えるのですけれども、いつかは使えなくなって当然買い替えていったほうがより安全であるという、そういう既存の構造規格に合っていないものの更新を支援するという補助金です。要は、このフルハーネスの買い替えに対する補助金がこういうふうに、来年度、4月以降ではございますが、できる予定ということでございます。それから、この補助金につきましては、ハーネス型の安全帯だけではなくて、移動式クレーンも1年前に改正が行われているわけですが、過負荷防止装置というものを付けなければいけないということになっております。ただ、これも経過措置があり、現に製造してしまっているものについては、そこまで法令上求めて

いるわけではございませんが、それも買い替えたほうがもちろん安全性が高いということで、この移動式クレーンについても過負荷防止装置がちゃんと付いた新規格に適合しているものに買い替えた場合には補助金が出るという、そういったものを2つ合わせて補助金が来年度できる予定でございます。以上が建設業の対策でございます。

資料本体へ戻っていただきまして、7ページ目以降、第三次産業対策につきまして、ご説明させていただきます。第三次産業対策でございますけれども、卸・小売、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業、東京では大きくこの4業種が災害のボリュームが多く、なかなか減らない、あるいは増加しているといった業種であるのご理解いただければと思います。順番にご説明申し上げます。

卸売・小売業につきましては、転倒災害が最も多いというわけでございます。特に平成30年は1月に大雪が降った影響で転倒災害が大幅に増加したという傾向もございました。それから、転倒災害に加えて墜落・転落、主に階段であるとか、脚立使用時に落ちてけがをするというケースが多いよさだという傾向が見て取れています。これが卸売・小売業でございます。

社会福祉施設にいていただきますと、一番多いのは動作の反動・無理な動作ということでございます。動作の反動や無理な動作というものはちょっと分かりづらいのでどういうことかという、いわゆる介護作業時などで腰痛になったり、足を捻挫したりするということです。あるいはこういうものもございます。例えば、ナースコールといいますか、呼ばれてすぐに走っていきこうとしたときに足を痛めるといいますか、どうしても急に動こうとすると痛めるといこともございます。そういうものを含めて動作の反動・無理な動作という災害になっているわけでございます。

それから、先ほども申し上げました降雪の影響で転倒災害や交通事故が増加したということもございまして、階段から転落する災害もございましたし、先ほども申し上げた転倒による死亡災害は社会福祉施設であった災害でございます。社会福祉施設はどうしても災害の幅が広いのですが、こういったものに対応していかなければいけないということでございます。

飲食店のほうに移らせていただきます。飲食店で圧倒的に多いのは、やはり作業場所での転倒です。床が濡れていたり、油で滑りやすくなっていたりという転倒災害。それから包丁や割れた食器で手を切るという災害が多くなっております。あとは、高温・低温物との接触というのは、ほぼやけどだのご理解ください。高温の油がはねたであるとか、熱湯を運んでいるときにやけどをしてしまったとか、そういう理由で高温、低温物との接触、やけどというものが多くなっているということになります。

それから、ビルメンテナンス業の傾向に移らせていただきます。ビルメンテナンス業につきましては、これも転倒災害が増加しているわけでございますが、



墜落・転落による災害も多発しているというわけでございます。それから、ビルメンテナンス業は平成 30 年は 4 人の方が亡くなっておりませんが、いずれも墜落・転落によるものということです。ビルメンテナンス業でございますけれども、平成 31 年、既に 3 人の方が亡くなっており、これはいずれも外の窓ガラスとか外壁とかを掃除するときなのですが、いわゆるロープ高所作業と呼ばれるものでございますが、その際の墜落による災害でございます。

こういった災害の傾向があつて、こういった対策を講じているかということをも 11 ページ目でご説明いたします。

平成 30 年度におきましては、本社指導ということで、主に小売、社会福祉施設、飲食店に対してでございますけれども、本社に働き掛けを行いまして全社的な安全衛生計画の策定を促し、継続的かつ体系だった取組。何月に社員の教育をやるとか、安全を担当する安全推進者というものを置いたり、社内のマニュアルを整備したりと、一過性のものでなくて、きちんと継続的に体系だった安全衛生の取組ができるように計画を策定し、その計画に基づいて、どうでしたか、結果はいかがでしたかということを定期的に当局のほうに報告をもらうということにしている。そういった本社指導を行っているというのが一つの大きな柱となっております。

2 つ目、社会保険労務士会との協定に基づく取り組みということでございます。1 年前の 3 月 30 日に、東京都社会労務士会と協定を結びまして、第三次産業の労働災害防止対策についてお互い協力するという協定を結んでおります。こちらについて、初年度である今年は社会保険労務士へ講習会を開催したと。社労士は労務管理のところはやはり詳しいのですが、安全衛生については人によっては必ずしも詳しいわけではなかったりするというので、まずは知識を付けるということで講習会を開催したということでございます。社労士の方からもまたやってほしいという好評がございました。

それだけではなく、表に打って出ていけるようなものとして、三次産業の業態別の災害防止のリーフレットを作っております。社会保険労務士に配布していただくということを想定しているわけでございますが、これについてはホームページで公開して、一般にも使えるようにしています。その一つの例について、資料一覧の中の 25 ページ、26 ページに掲載しておりますのでご覧ください。小売業であれば、その中でも衣料品であるとか、配達販売であるとか、幾つかの業態別に、より細かく、小売だったら小売の中で細分化したものを使用して、本日は衣料品店だけを代表的に持ってきていますけれども、そういったものを小売で 7 種類、それから社会福祉につきましても介護施設の業態別に 3 種類作っており、今後、平成 31 年度にかけて飲食店まで含めて、幾つかの種類のリーフレットを作る予定にしております。

それから、3 つ目にいっていただきまして、大手コンビニエンスストアの災害防止の取組への協力などを行っております。全店舗に提供する安全衛生の情

報など、そういったものの資料づくりで当局のほうで絡んでいるということでございます。

介護施設の取組としては新規開設の介護施設については講習会などをやって指導を行っております。それから、介護労働懇談会や社会福祉協議会が開催する居宅事業者の連絡会であるとか、そういう介護事業者、あるいは介護の関連団体が集まる場で災害発生状況を説明などしているという状況でございます。飲食店においては、権限を持っている保健所との連携で、説明会の場にお邪魔するとか、そういった対策を行っております。最後にビルメンテナンス業でございますけれども、ロープ高所作業で、今年の1月から2月の短期間にかけて3人の方が相次いで亡くなっているということから、こちらも27ページ、28ページ目に資料をご用意しております。こういうものを用意いたしまして、ロープ高所作業で死亡災害が多発しているということで、ビルメンテナンスの会社や関連の団体に啓発、取組の強化をお願いしたほか、ビルを管理するオーナー側の団体にもお願いをして、そちら側からの働き掛けも今月やっています。

次年度につきましても、本社指導を継続的に実施すること、社会保険労務士との連携で対策を行っていくこと、3つ目の多店舗展開企業につきましてもは来年度以降でございますが、本社を参集した安全衛生対策の連絡会の立ち上げを考えているというところでございます。

次のページにいていただきまして、運輸交通業対策でございます。陸上貨物とハイヤー・タクシー業、それぞれについてご説明申し上げます。

陸上貨物につきましては、墜落・転落と転倒が主に防止すべき災害ということになっております。先ほど、死亡者は交通事故で多いと申し上げましたが、労働災害の件数からすると、墜落・転落と転倒を防止するということが重要な課題となっているというところでございます。特に平成30年度につきましては、前年比でございますが、平成30年は29年比で40%以上転倒災害が増加しているという状況でございます。

ハイヤー・タクシー業は13ページを見ていただきますと、こちらは交通事故が本当に多いということになっております。あと、特筆すべきところとしては転倒災害が29年に比べると1.5倍ぐらいに増えているという状況でございます。必然的にハイヤー・タクシー業は交通事故防止ということになってくるわけですが、交通事故、ハイヤー・タクシー業については自分から突っ込むということはほとんどありませんので、大体が追突される、むしろ、他の車に非があるというのが半数ぐらいだと聞いており、事業者を指導すれば少なくなるかという、そういうわけではないので、ハイヤー・タクシー業については、災害発生状況がやや特殊な状況になっております。

30年度の取組として、陸運業につきましても、本社指導を実施しております。全国的な大手の会社を幾つか選びまして、全社的な指導を行っているということが1つでございます。それから、安全衛生に係る講習会や労働災害防止

に係る要請ということを 11 月、12 月に実施したわけでございます。ハイヤー・タクシー業につきましては、安全衛生に係る講話を先月、ハイヤー・タクシー業界と連携して、やっております。それから、労働災害防止に係る要請を 12 月に実施しているという状況でございます。

次年度の対策ということでございますけれども、1 つ目、陸運につきましては本社指導をまた引き続き、少し対象企業を広げてやっていくということを考えております。その他にも 2 つ目のところですが、複数の事業者が荷役作業を行うトラックターミナルであるとか大きな物流倉庫であるとか、あるいは他社に貸し出すような、そういった物流の拠点みたいなところがあれば、次年度のこのタイミングで指導していこうかというふうに考えております。自社ではない施設とかでけがをするということも陸運の場合は多いものですから、そういったところの対策を考えているということが 1 つです。それから、ハイヤー・タクシー業ですが、先ほど申し上げましたとおり、自分から突っ込むというよりは他者から追突されるということがよくある状況でございますので、こちらにつきましては交通労働災害防止に係る運動の実施ということで、キャンペーンを 1 年間、考えているわけでございます。タクシーの会社におきましては、もちろん安全運転、急なブレーキを踏まないとか、ゆっくり止まるとか、そういう運転の仕方も少し改めていくとか、労働者の教育もやってくださいということも柱に置きながら、それでも万が一、追突されるということはどうしてもあるものですから、例えばヘッドレストにより追突されたときにあまりひどいむち打ちにならないよう防御をするといった取組も含めて、キャンペーンで事業者を実施を勧奨していくということをして 4 月からやっていきたいと考えております。ハイヤー・タクシー業のこの運動につきましては、資料一覧の中の 29 ページ、30 ページのほうに、その取組の実施要綱を付けておりますのでご参照ください。

最後、15 ページ、16 ページにつきましては、その他業種によらない取り組みということでございます。転倒災害防止であるとか、冬季の転倒災害防止につきましては、資料一覧の中の 31 ページから、こういう雪の対策ということでやっているというものを付けさせていただいております。新聞販売業については二輪の交通事故が昨年度は多かったものですから、新聞販売業に対する要請もやっております。

次年度の対策ということでございますけれども、転倒災害発生事業場など、転倒が多い事業場に対して指導に行くというのが 1 つ。それから、新聞販売。実は小売業の中でも新聞販売は交通事故で 2 人の方が昨年は亡くなっているという状況でございますので、そちらに対しても安全への意識を高めるための講習会を開催していくということです。機械につきましては機能安全による機械等の安全確保。これは個別の事業場に、そもそもその機械自体は安全なのか、不安全な機械ではなく、安全が担保された機械で作業するというのを

推進していくということが3つ目。4つ目が先ほど申し上げましたとおり、非正規労働者等、すみません、「等」の字が誤字でございますけれども、非正規労働者などの労働災害防止等の防止ということで、特に外国人の方、高齢者の方、派遣労働者を雇用する事業場に対して重点的な取り組みをやっていきたいと考えております。

外国人につきましては、資料一覧の35ページ、36ページのところに、資料を付けておりますので、簡潔にご説明申し上げます。

労働者死傷病報告が改正されておりました、具体的には外国人の方が被災者である場合につきましては、国籍と在留資格を記載するという省令改正が行われております。こちらは既に施行されておりますので、外国人が被災者である場合には、国籍と在留資格の記入を労働基準監督署のほうから求めることが出来るということでございます。

外国人労働者でございますけれども、36ページをご覧になっていただければと思います。非常に大ざっぱでございますけれども、全国で2,400人の被災者がいまして、おおむね、全国の労働災害の2%程度を占めているという状況でございます。見てお分かりになるとおり、増加傾向にあるということでございますので、こういった私傷病報告の改正により、外国人の方ならではの特徴があるのか、防止対策があるのか、そういったことの分析に全国でも、都道府県労働局でも使うということで、こういった改正が行われているということをご案内いたします。

あとは16ページ目でございますが、国民全体の安全・健康意識の高揚の取り組みとして、Safe Work TOKYOのロゴマークの周知であるとか、産業安全衛生大会、産業保健フォーラムの開催を行っております。それから、安全宣言コンクールにつきまして開催しております。「私の安全宣言コンクール」につきましては、のべ1,200ほどの応募作品があって、今年度は12の作品を表彰しております。併せて、平成30年につきましては、労働災害が増加傾向にあったということなので、表彰式のあったその日に引き続いて、労働災害が増加傾向にある関係団体を招集して、さらなる取り組み強化を要請したということでございます。

そうしましたら、お時間が参りましたので話者を代わりまして、残り20分説明します。

健康課長

引き続きまして、健康課 田村のほうからは労働衛生につきまして、17ページから説明させていただきます。

1番目の「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策についてでございます。これにつきましては、平成29年の3月に発出されました通達、「過労死等ゼロ緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策推進について」に基づく取り組みでございまして、平成30年度からの取り組みとなります。

このメンタルヘルス対策は、ご存じのとおり、平成28年4月にストレスチ

エック制度の施行を踏まえた「当面のメンタルヘルス対策推進について」に基づいて取り組みをしていたところでございますが、この過労死等ゼロ緊急対策が決定されました関係で、メンタルヘルス、それからパワハラ防止に基づく取り組みの強化を図ることとなりました。具体的な取り組みは、企業本社、労災支給決定事業場に対する個別指導を実施するというものです。

企業の本社事業場に対する指導対象は、これはおおむね3年間で2件以上の精神障害に係る労災支給決定のあった企業です。厚生労働省本省が全国で発生した支給決定事案の内容を整理して、それを所轄の労働局に割り振ります。年に2回、事業場、企業本社にお邪魔しまして個別指導を実施するというものでございます。もう一つは同じ精神事案でも自殺もしくは自殺未遂があった請求事案につきましては、衛生管理特別指導事業場に指定をしまして、四半期ごとに企業に伺い、取り組み状況を指導していくものです。個別指導の対象となったものは18件、衛生管理特別指導企業として扱ったものは22件です。

次の精神障害に係る労災支給決定事業場に対する指導でございます。これは、所轄の監督署において労災請求事案があって、それが業務上として認定された場合につきましては、そこの署において個別指導を実施するものです。30年度分はまだ途中集計中ですが、12件を現在把握しております。

それから、18ページのストレスチェック制度の実施についてでございます。ストレスチェック制度は27年に施行されまして、その年の12月からストレスチェックの実施が義務付けられました。東京におけるストレスチェックの実施率は約90%となっておりますが、この制度は労働者にストレスの気付きを促すとともに、ストレスの原因となる職場の環境改善につなげることで労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止を図るということが目的です。50人以上の事業場の取り組みを徹底させるため、集団指導を実施し、取り組みが実施されていない事業場の絞り込みを行い、取り組みをしていない事業場に対して個別指導を実施しています。

下の表の30年度の取り組みでは、29年の実施状況も書かせていただきました。ストレスチェック制度の実施状況がはっきりしていないということもある関係で、1つは所轄の署によって、事業場規模50人以上であってストレスチェック結果報告の未報告事業場と、ストレスチェックの結果報告の提出があっても、検査を受けた労働者が1人もいないところをリストアップしまして、確認調査を行いました。大体、3,300事業場が対象となっております。局も自主点検を行う形で、絞り込みをかけました。その後、所轄署ごとに集団指導を実施し、集団指導に来なかったところでありまして、未実施が明らかなどところにつきましては個別指導を実施するという手法で、29年に未実施事業場の対象を整備しまして、今年度は集団指導と個別を実施したということでございます。個別指導につきましては、まだ集計中でございますが、250件くらいと把握しております。

31 年度も同様でございます。監督署におきましては、まず未報告事業場に督促を行い、あとは結果報告書をチェックしまして、検査を受けた人が 1 人もいないという報告があれば、それを対象に集団指導を実施して、あとは個別指導します。この繰り返しで実施率を高めていくことにしております。

それから、もう一つは努力目標とはなっておりますが、集団分析をした後の結果の活用です。その状況につきましては 13 次防の目標でも、その割合を 60% 以上ということで掲げているわけですが、現状、どれだけの事業場が改善に向けた取り組みをしているか分かっていないので、自主点検を所轄署でやっていただいております。それを集計して、現状、どういう状況なのかということ进行分析して、31 年度に新たな取り組みをしていきたいと考えております。

熱中症対策について、ご説明申し上げます。熱中症につきましては、13 次防計画、この 5 カ年計画の中で、熱中症による死亡災害を起こさないという大きな目標を掲げていましたが、昨年の夏は猛暑の関係もありまして、4 名の方が熱中症で亡くなっております。残念ながら、早くも目標の達成はならずという厳しい状況になってしまったわけなんです。この熱中症対策につきましては、平成 29 年度から、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施しております。4 月を準備期間と定め、5 月から 9 月までを熱中症予防対策の準備期間としています。この 4 月の準備期間に合わせて、お手元の配布資料の 37 ページの熱中症のリーフレットを作成しました。100 団体ほどに対し、配布して周知を図るための準備中です。早い時期にしっかり取り組みをしていただきたいということでございます。特に準備期間中には WBGT を用意していただくということと、夏期の暑熱環境下における作業計画を策定していただくということ。それから、緊急時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応を早い時期に準備していただかなければと考えています。

死亡 4 件の事例をちょっと下のほうに、書かせていただきました。木造家屋の現場で荷揚げ作業中に倒れた事案。これは建設業です。発生は 6 月、男性の方で若い 20 歳代の方です。もう 1 件は工場で清掃員が物置場で倒れていたということです。これは 7 月、暑い盛りで、50 歳代の女性の方でした。それから 3 番目は建設現場での警備業に従事されている方です。7 月に発生していません、男性、40 歳代です。そして、4 件目は家屋の整理作業中に清掃員の方、50 歳代の男性が 8 月に亡くなっています。

ここに付記していませんが、経験が割と浅い方が 3 名ほどいます。もう少し分析をして、早めに周知、啓発の際に WBGT の活用方法をもう少し周知していただかなければならないと考えているところです。

20 ページが東京の熱中症における死傷災害の状況を書かせていただきました。建設業、道路貨物運送業、それから警備業といったところの職種の方々、屋内で作業される方の発症率が高いのと、あとは道路貨物の場合、単独で作業されることから体調管理が十分把握されていないと考えられます。

商業やビルメンテナンス業でも、決して少なくないということが、過去の統計から出てきています。しっかりと周知、啓発を図っていきたい。

21 ページは治療と仕事の両立支援に係る取り組みです。30 年度の取り組みにつきましては、東京に本社を置く上場企業 1,843 社に対し、病気と治療の取り組み状況についてのアンケートを実施しました。692 社からの回答を得たところです。回答率は 37.5%でした。アンケートは資料を付けておりますので、後で簡単に説明させていただきます。もう一つの両立支援のための取り組みとして、推進チームを設置し、2 回目の会議を 9 月に開催しております。そこでは、産業保健フォーラムで取り組むべきこと、アンケートを踏まえた取り組みについて意見交換を行いました。

11 月 1 日に産業保健フォーラムを開催し、この両立支援のガイドラインに携わった座長を講師に迎えまして、特別講演を企画しました。多くの方に参加をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、今度は具体的な取り組みをしていただくということを目的とするセミナーを、1 月 22 日に開催いたしました。ここも、会場としてはほぼ満席になるくらい、239 人でございましたが、多くの方に参加いただきました。

両立支援に関しまして、経営トップの方針が明らかであれば、企業として取り組みやすいので、今、ホームページに掲載して、取組み要請しています。

31 年度も同様にアンケートの実施を考えています。推進会議の取り組み、それからセミナーの開催や好事例の収集など情報を発信していきたいと考えております。

資料の 22 ページのアンケートの結果ですが、回答企業 692 社のうちの約半分につきましては、両立支援に取り組んでいますという回答ですが、回答してくれていない企業が圧倒的に多いので、情報収集が必要と考えています。

両立支援に取り組んでいない理由を見ると、制度そのものを知らないのが 4 分の 1 を占めています。しっかりとガイドラインの周知は続けていかなければいけないと考えているところです。

脇坂部会長 今、お 2 人から、説明がありました。今日のこの議題の 2 の労働安全衛生関係法令の改正も、今の報告にあったというふうに考えていいですか。これを別のときに説明するわけではなく。

安全課長 ただ今の説明で一括して申し上げました。

脇坂部会長 一括してということなのですね。

今、お 2 人から説明がありましたけれども、かなりいろいろなテーマとありますが、幅広くされていますので、委員の方からご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

長江委員 丁寧な解説をありがとうございました。私のほうからは、主に、私は大学で経済学の勉強をやっておりますので、その数値の分析に関する質問事項が 2 つ、

コメントが3つです。

まず、質問事項からなのですが、ストレスチェックをやられたというお話ですが、この効果というものがまず見えません。一応、ストレスチェックというものはストレスを自覚するために自分の会社の中でやると。ストレスチェックをやったからどうなったという結果が見たい。私だけではないと思います。労働局さんのほうがもっと見たいと思うのですが、その辺のファクトがあるかないかということが1つで、教えていただければと思います。

もう一つの質問はスライドの20枚目ですが、これは東京の熱中症による死傷者の推移となっていて、私じゃなくても多分、皆さんもすぐお分かりかと思うんですが、30年が跳び抜けて多い。この考えられる理由をお教えいただきたいと2つ目の質問です。

引き続き、コメントですが、全体的に死傷者数というのを事故とかで、人命が尊いから1人も重要な数値だと、それは全然否定しません。それは比較すればいいのですが、ただ、分析を行う場合は全体の中でどれだけの災害が起きているかというところを見るのがかなり問題になります。だから、恐らく、東京労働局が全部に対して同じような指導なり施策なりをなされていると思いますが、その中でどの業種から始めるかという優先順位の問題、そういったことに関わってきますので、全体の中での比率を、人数も含めて、まず出して、死傷災害が、ある産業でどれだけ起きているかというようなことを数値として挙げられた方がよい。さらに言えば、各産業の時代における需給の問題というものが絶対にある。需要と供給です。だから、例えば今、オリンピックが近いので建設業では労働需要がかなり多い。じゃあ、労働供給のほうはどうなっているかということ、そんなに変わらないで、若干、減少傾向にあるということになると、その中で起こってくる事故を対象にして考えると、どこに目をつけるべきかといったら、需給より需要のほうが大きいかということ企業の方に人数が少ないということですので、現在既に在職されている雇用者の荷重労働のほうに目を向けてみましょうという話になってきます。

人数をカウントされているという詳細な仕事は非常に頭が下がりますけれども、もう一步、立ち入った分析をなされると、今後、力を入れるところをどうしたらいいかということがより明確に見えてくると思います。その点を2つ、コメントとしてお伝えしたいと思います。併せて、時系列の分析、何年からどうなってきたかということと同時にやられてはいかがでしょうかということが2つ目です。

それから、3つ目のコメントですけれども、アンケートの回収率というお話でしたが、これは我々も研究をするときにアンケート調査を行うことが多々あります。この回収率が何も行わない状態で37.5%というのはわれわれから見ると、いいなというぐらいに感じます。でも、労働局さんからすれば望ましいことは100%になることだと思います。公共の機関を通さない状態で回収率を



上げるために我々が行う工夫で一般的に取られているのは回答者に対してメリットのある何らかのことをするという事です。公の労働局ですので、こういったことが許されるかどうかは分かりませんが、民間の大学なり研究機関なりに取っているのは、回答しているところに対して、個人の場合ですがクオカードを与えるという手段を取ります。あと、回収率が高いと思われるのは、せっかく、こういった審議会のような場所を設けていらっしゃるの、そこに出席されている使用者代表の方も、それぞれ所属されている労使団体というものがあると思うんですが、そちらのほうに働き掛けてみるというのが回収率を大きく上げる手段の一つなのではないかと思えます。以上、3点コメントです。

脇坂部会長  
健康課長

では、質問を2つ、それぞれ順番に答えてください。

ありがとうございました。ストレスチェックの効果の状況につきましては、把握するために自主点検という形で行っております。

それから、熱中症につきまして、30年が突出した理由につきましては、なかなか難しいですが、1つには本省のほうから既に31年のクールワークキャンペーンの実施要綱が示されておりまして、そこにもあるのですが、やはり、まだ熱中症対策が十分に浸透していなかったというコメントがあります。ただ、この東京管内で見ますと、建設業は、よく取り組んでいただいている、モデルケースの一つと思っています。死亡災害は2件発生しています。屋外ですずっと働き続けている方で亡くなった方はいません。建設業の取り組み事例を見ますと、まず、ミーティング、点呼、しっかりと確認をされる中で、体調不良の方については、すぐ病院に搬送する仕組みというのは徹底されておられるということです。重篤な災害はそこで防げているというふうにも言えるという面では、しっかりと対策は講じられています。休業災害件数が増える、もしくは療養件数が増えるかもしれませんが、重篤な災害は着実に減らしています。それ以外の業種につきましては、団体を通じて常にリーフレットを配布、集団指導については運送事業やビルメンテナンス業に頻度が少ないこともありますので、問題はそこにはあるのかもしれませんが。

そういうことによって、対策も十分取られていない、理解されていないということは、あるのかなと思っております。そういう面では、もっと工夫しなければと思って反省しています。

それから、コメントの中で、アンケートの回収率のことですが、アンケートの回収率はそれなりに頑張ったつもりですが、そういう面では正直言いまして、50%近くを目指したのですが、それは全然及ばずということでした。そうした中で、産業保健フォーラムに、会場1,000人のところでほぼ満席になったというのは、実はアンケートに答えてくれたところに案内を出しました。それから、セミナーも同じように案内を出しました。ということで、アンケートに対するお礼を兼ねて、案内形式で招待を出させていただいた結果という面では、それなりに出席率の向上、参加率の向上という面では成果が出たものと勝手に思っ

ております。

それから、確かにおっしゃるとおり、団体の代表の方々がおられるわけですので、この場を借りまして、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

脇坂部会長

私のほうから、関連して、1番目のストレスチェックについてなんですが、私はこの制度が入る前に産業医の方とかなりいろいろな議論をしたことが記憶にございます。何かといいますと、それも書いてありますが集団分析なんです。個人別は、個人情報保護では駄目なわけですから、集団分析をしないと意味がないと。だから、その集団をどう分けるのか。部という形で。それでうまくやれと、その産業医の方がおっしゃるには、そこが一番肝だけれども、その区分がうまくできるかどうか。それを見た管理者が、あなたの部署には病んでいる人が多いと。そうつながればいいんだけど、このチェックは部で分ける集団分析が非常に難しいのではないかと、私はそのとき思っていたのです。本当にその企業で、一応、集団分析を利用しなさいというふうに書かれていますが、ちゃんと、これだけいろいろな企業がやっていますから、うまく集団分析されているのですか。

健康課長

それが今まさに、今は基本的に事業場ごとに環境は違おうだろうということで、事業場ごとの分析を求めています。努力義務とはいえども、一番重要なことと認識しています。それで、自主点検を実施することとしました。ちょっと脱線して申し訳ないのですが、企業に事例発表をお願いしたときに、やはり身内の問題をさらけ出すようなことで、なかなか事例発表ということが難しいです。そういうことを考えますといろいろと課題がありまして、どういう形で分析後の活用をするかが問題と考えています。

脇坂部会長

もし、集団分析してフィードバックができないような制度だったら、しないほうがいいのではないかと。だから、そのときに産業医の方と議論したのは、これは何のためにするんだと。その産業医の先生は、集団分析が肝であると。でも、それは本当にできるかどうか。それがなかったら、個人にしか返ってきません。個人に、あなたの健康度は、と。でも、職場を変えていこうとするなら集団分析が必要なのです。でも、その集団分析がすごく大変なのです。むしろ、集団分析のやり方とか好事例など、それをまず探されたほうがいいのではないですか。この制度は、私は続かないような気がします。この集団分析が進まなくなったら。だって、ストレスチェックはみんなが大変です。

健康課長

すみません。そういう中で頑張っていて、好事例の収集も今、いろいろとアンケートや自主点検の中で、取り組みの事例のところからピックアップして個別で交渉する形で、ホームページに掲載するべく準備はしています。

脇坂部会長

そうですか。では、実際にやっていて好事例的なものはあるのですね。

健康課長

まだ、これからです。

脇坂部会長

もちろん、これからです。

健康課長

まさに自主点検で、今、動いている最中でもあります。

脇坂部会長       そこが肝だと思います。僕がそのときに産業医の先生と話していたのは、それができなかつたら、この制度は終わってしまうよねと。だって、負担ですから。僕も一生懸命やっていますが、ストレスチェックをしていますが、やはり社員にとってみれば大変ですから、せっかくこれだけ大規模なことをやって、集団分析をしないと、せっかくいい制度なのに、と。それだけです。

労働基準部長       すみません。ストレスチェックについては、先ほど課長が言われていたとおり、とにかく事例収集をして、それをいろいろな説明会の中で、一例、好事例を説明するという形で考えています。委員の言われていたとおり、数ではなくて、その業種の労働者の中でどのくらい災害が起きているかという意味ですよ。それについては私どももなかなか分析という形にしていまないので、それは委員のご意見を踏まえて、ちょっと考えてみたいと思っております。

それから、アンケート回収については、われわれとしては、クオカードはなかなか難しいものですから、先ほど、課長が言ったとおり、説明会へ呼ぶ。それがメリットなのかどうかよく分かりませんが、いろいろな手段を取りながら回収率を上げていきたいと考えております。

安全課長       労働者数については東京都の調査から少し拾ってみたこともありますが、なかなか一概に言い切れないところが。例えば、建設については需要が増えております。大規模建設現場などは今、340 ぐらいですかね。ここ数年で増えてきていて、確かに需要が上がっています。一方で労働者は減っているという状況でございます。ちなみに労働災害も今年のものを見ていただいたのですが、減っているということで、恐らく、今年は、本当はピークだったのではないかと読んでいたところなのですが、減っていると。ここもなかなか一概に言い切れないところがあります。ただ、恐らく、現場が増えていて、労働者が減っているということであれば、必然的な話としては人手不足に起因する労働災害を減らしていくことだろうというふうにも考えております。

逆に、三次産業につきましては、労働者数は増えております。もっと言うと、労働者の増加以上に労働作業が増えているという状況になっております。もしかしたら、そこについては労働者の属性、例えば、先ほど申し上げました非正規の方が増えている、未熟練の方が増えている、場合によっては外国人が増えているということもあるかもしれません。そういったことも、またいずれ分析して、何かの折に対策を考えていきたいと思っております。

脇坂部会長       建設業は、すごく件数増えていましたよね。外国人労働者も増えていきます。あまり経験のない人たちでも大丈夫なのですか。

安全課長       今年は減っています。今年は死亡も死傷も大幅に減っています。

脇坂部会長       大幅に減っていると。

安全課長       平成 30 年はそうです。平成 31 年もまた引き続き見ていかなければ。

脇坂部会長       でも、30 年はピークでしょう。今度の東京オリンピック関連で言うと。だから、そうだから、そこが一番、僕自身は心配していたのです。外国人労働者が、

わっと入ってきて、その人たちの死亡事故、死傷事故が増えるのではないかと  
思って。でも、このデータを見ると減ったみたいだから。減ったのは良かった  
ことだと言え、良かったことなのかもしれません。

では、別の委員の方から質問、コメント、ご意見を。

本多委員

建設業の立場で、ちょっと。今のお話ですが、昨年度というか、今年度は災  
害がその前よりも若干少ないということの理由はよく分かりませんが、ただ、  
施工高でいきますと、多分、来年度のほうが多いのかなと思ってはおります。

脇坂部会長

施工高は、そうですか。

本多委員

その中で、先ほど、ご指摘のとおり、外国人の方も若干増えてくるとします  
し、それから、人手不足の中で全く建設業に携わっていない方も入ってくる  
ことになると思うので、私は来年度が一番怖いというふうに認識しております。

そういう意味で、建設業界であれば労働災害防止の活動であるとか、あるい  
は長時間労働の抑制、健康管理など、いろいろ努力しているところなのですが、  
私のほうからは、悩みに基づく相談みたいところで、3~4点です。まず、安  
全管理に関して2点ありまして、やはり墜落がなかなか減らないというこ  
とで、墜落は重大な災害につながりかねないので、そこを減らしたいのですが、  
これもいろいろなところの統計が掲載されておりますが、ほとんどが法違反に  
基づくものなのです。

法違反もいろいろございますが、現在は設備上の問題はかなり減ってきてい  
るということはあるのですが、残念ながら、安全帯の未使用というところがご  
ざいまして、ここのところについて、非常に悩んでいるところでございます。  
そういう意味では、業界を上げてということですが、行政のご指導もいた  
だきながら、安全帯を着用することの重要性、あるいは足場の点検をやること  
の重要性のキャンペーンなんかをきっちりやっていく必要があるのかなと。地道  
にやっていく必要があるのかなと。なかなか足場の点検の重要性というのは認  
識されていません。足場の点検のやり方というよりも、足場の点検自体がな  
されていないという問題が一つあるので、この辺については本当にどうしたもの  
かということと、安全帯の未使用というのは、最近、事故が減ってきたことも  
ありまして、長年の間に減ったこともありまして、職人さん一人一人、あるい  
はわれわれ東京の社員もそうなのですが、危険の感受性がものすごく低下して  
いるのです。回りにけがをした方がほとんどいないということもあって、けが  
をすとか、事故が起きるということを認識しないまま、毎日作業をしている  
ということで、危険の感受性を向上させるにはどうしたらいいかということ  
です。

本当に裏腹でして、かつては、たくさんいろいろな事故が起きていましたの  
で、建設現場の中に職人さんや、あるいは元請けの社員の中にも経験した方が  
いっぱいいました。そうすると、誰もがこだわりを持って安全管理をやっている、  
何人が必ずいるので、みんな、そういう感じで調整されるのですが、建設

現場の中に、ここの現場を見た場合に、けがに遭遇した方々がゼロの場合もあるのです。そういう意味で、危険感受性を高めるにはどうしたらいいのか。建設現場個々ではいろいろなことをやっけてはいるのです。ただ、建設現場個々でやっけても、やれる現場、やれない現場、あるいはやれる会社、やれない会社、いろいろありますので、こういうところに行政のお力を借りながら何らかの対策が必要なのかなというふうには思っております。

それから、これはお願いになるのですが、先ほど、フルハーネスが原則化されるということで、この2月1日に施行になりましたが、確かに胴ベルトに比べるとフルハーネスのほうが墜落したときには安全性が高いとは思っております。ただ、建設業で申し上げますと、行政の方々と一緒に、数十年前から必ずしも安全帯が必要でないところでも、みんなで安全帯を付けて、安全意識を高めるといった活動をずっとやっけてきていて、これはかなり定着しています。それと、今回のフルハーネスによって、結構、現場が混乱し始めています。というのは、フルハーネス原則化ということがどうしても前面に出ています。よく読むと、6.75メートル以下は胴ベルトでもいいということになっているのですが、誤解が結構ありまして、例えば、われわれは元請けという立場なので、発注者です。発注者の中にはただひたすらハーネスでないと駄目だとか、そういう事業場が結構出てきておりまして、逆にご承知のとおり、6.75以下の場合には、フルハーネスの場合は脚とか腰までぶつつけてしまうのです。ライヤードの取り付け位置にあれするのですが、そういう感じで、機械的にフルハーネスじゃない駄目だという発注者が結構いるものですから、そういうところもご検討いただいて、監督指導いただくとありがたいと思っております。建設業は建設業で日建連と労建で活用指針を設けて展開はしているんですが、なかなかこれが業界内は浸透するように努力はしているのですが、発注者の方々には、われわれから物申す立場ではないものですから、そういうところをご認識いただくと、とてもありがたいと思っております。

それから、健康管理で2点ほどなのですが、悩みばかりで恐縮ですが、1つは先ほどありました集団分析です。

実は、これは会社にもよると思うのですが、管理部門においては、集団分析は結構なされていまして、部署ごとにやっけているところも結構あると思います。部署ですが、同じ会社の中でも、本社の中にもたくさん部署があったり、支店もあつたりしますが、そういう部署ごとにストレス評価をやっけて、どういうところが強いかわい、あるいは部署の中でランク付けみたいなものが社内でもあつて、自分の位置しか分からないのですが、そういうところがあつて、逆に平均より低いというところは個別指導をしたり、部署長がですね、やはり意識はかなり変わります。仰つたとおりやりっぱなしというよりも、きちんとやるということとフィードバックはとても意味があると思います。それを基に部内でいろいろ、みんなで、グループ長とか、そういうところで話し合つて、わ

れわれの部署はこういうところが弱い、でも、こういうところは平均以上だということで対話も始まると思います。やはり、やることとフィードバック。意志を持ってやるしかないのかなとは思いますが、最初はショックを受けるのですが、かなりショックを受けますが、それもやる意味もあるのかなと思っています。

一方で、悩みは建設現場でのストレスチェックです。これもご承知のとおり、建設現場は局面、局面でどんどん進捗していきます。職人も常に入れ替わっていきますので、ある時点でストレス評価をやりましても、反省、展開の仕方が分からないのです。ある局面ではもちろん評価できるのですが、たまたまそのときに非常に厳しいときだったり、工期的に進捗上大変なストレスチェックをやったけれども、同じ現場の中でも次の工程にいくと、そうでもないというときもあるので、そういうところで、この局面でやったときに結果をどう認識したらいいのか、どう反映したらいいのか、非常に悩むところです。

会社と違って、同じ部署でこういうわけではなく、進捗が繁忙だと全然変わりますし、メンバーもほとんど変わっていきます。職人の場合です。元請け社員の場合は大体一定しているのですが、職人のストレス評価をやってもらった場合にどうしたらいいのか、非常に悩みはあります。ですから、意外に建設現場で結構努力してやってはいるのですが、なかなか強力にやりましょうということは言いづらいです。マンパワーが掛かる割には効果が見えないというところなんです。

最後に、産業安全衛生大会を7月にやられたりとか、あるいは11月に産業保健フォーラムをやられているのですが、これは本当にご相談なのですが、われわれ建設業も人材確保活動をいろいろ展開しているところなのですが、やはり先生や親御さんに接触すると、建設業の安全、あるいは産業全体の安全というものに誤解がいろいろあつたりします。一方で、先生方の中には、最近結構多く言われるのは、どんな安全活動をやっているのですかとか、興味を持っている先生方も結構増えております。誤解を払拭したいなど、前向きに考えていらっしゃる先生もたくさんいらっしゃいます。そういう意味ではこういう産業安全衛生大会や産業保健フォーラムみたいに行政で主導してやられているとか、あるいは業界で安全管理あるいは衛生管理をいろいろやっていることについて、先生などに見学でもいいと思いますが、参画いただくこともいいのかなと。徐々に意識が変わっていただければありがたいと。建設業の場合、どうしてもマイナスから説明しなくちゃいけないものですから。まず、先入観が皆さん、おありなので、そうじゃないということと、行政のご指導の下、業界を上げてこんなことをやっているということを先生方にお伝えするのも非常に有効だと思っている次第でございます。そういう機会があれば、ありがたいと思っています。以上でございます。

脇坂部会長

事務局のほうから何か回答できますか。

安全課長

安全課長からお答え申し上げます。建設業の安全対策についてエールをどうもありがとうございます。安全帯の着用徹底については、すごく問題意識を持っておりまして、そちらのほうは標語も、大手各社に協力いただいて作ったところですし、また、そういったものを周知しながら、足場点検キャンペーンということもご指摘いただきましたので、検討して、そういう機運の醸成を図ってまいりたいと思います。

また、危険感受性につきましてですが、これは本省をあげた「見える安全」の取り組みで、コンクールとかもやっているのですが、やはり一部の一生懸命の企業や労働者の方は見ますが、なかなか広がりも課題があるのかなというところがございます。今、この場で一概にこの方法でということはないのですが、これも引き続き、危険の感受性については、危険体感の教育施設を各建設会社で持っていたりすることもあるかと思いますが、そういったものとかも場合によっては、周知したり、見学に行かせていただきながら、感受性を高めていくということを考えてまいりたいと思います。

フルハーネスについては、なかなか難しいところではございますが、一律に、本来的には必要はないとされているところまで、行き過ぎた指導がないようにしたいと思っておりますし、あとは発注者の方への働き掛けということであれば、発注者の方を交えた、発注機関の方との会議も各局署で持っているところですので、そういったところで周知や正しい理解を求めていきたいと考えております。

健康課長

ありがとうございました。建設現場でのストレスチェック対策、いわゆる無記名ストレスチェックですが、これについては、企業、事業場が行うものとは全く異なるやり方でございます。名前を書かないから個人にはフィードバックはされない。現場の状況だけを把握して、職場改善につなげようという取り組みで、建設業労働災害防止協会が自主的に取り組まれている活動でございます。快適職場につながるという安全衛生法の基本的なところに着眼された活動ですので、周知・啓発を行って応援をしています。

ただ、やはり難しいという声も聞いております。どうしても作業の環境が変わっていくという状況の中で、どの時点でどういう対策がいいのかということと、あとは正しい情報がどうか分かりませんが、やった以上は結果をどのように反映したのか、作業員の方々からもチェックが入るような声も聞こえてくるということで、実施後の対応が難しいと聞いておりますが、今の状況からは、こうしたらどうかということの指導は難しいですが、快適職場の一環という面では、ぜひ続けてほしい取り組みだと思っています。回答にはなっていないかもしれませんが、申し訳ございません。

脇坂部会長

もう時間もあれですので、あとお一方ぐらいはよろしいですが、何か。

杉山委員

ありがとうございます。杉山と申します。手短かに1点だけ申し上げます。熱中症対策について、非常に私は不安を感じています。本当に毎年のように猛暑ですよ。2020に向けてマラソンの時間を繰り上げるとか、いろいろやっ

ているのですが、これは本当に個人的な妄想なんです、やはり東京の場合、コンクリート地獄が一番の原因じゃないかと思います。これは東京都と連携して、例えば、ビルやマンションの屋上とかを半強制的に緑化するとか、何か抜本的なことをしないと熱中症の対策にならないのではないかというふうに、個人的には考えています。この場ですぐ結論が出ることではないのですが、そういったことを検討されてはいかがでしょうかということをお願いしたいと思います。以上です。

脇坂部会長 抜本的な。よろしいでしょうか。

杉山委員 特には大丈夫です。

脇坂部会長 いいですか。東京都は熱中症で死亡者が4人でしたが、他県はどのようなのですか。埼玉とか。だから、そういう、ここをちょっと分析すれば、大体同じ気温で、どの県でどのぐらいの熱中症死亡者がいたか、いろいろなことが分かってくるのではないですか。

健康課長 都道府県ごとのものはちょっと。

脇坂部会長 ないですか。だから、東京でも場所によってというか、かなりいろいろなことが分析できるのではないかという気がします。

健康課長 ただ、全国的にはやはり倍増しているという情報はあります。

脇坂部会長 全国的にはそうですか。どの県も倍増ですか。

健康課長 はい。東京も倍増なので、ほぼ同じ傾向かと思います。

脇坂部会長 ほぼ同じ感じ。

健康課長 すみません、ちょっと資料がないので明確ではないのですか。

脇坂部会長 すみません。時間の関係で、これで質問を打ち切りたいと思います。あとは、東京労働局においてはこれまでの皆さまのご意見を踏まえて計画の達成に向けて、さらなる努力をお願いしたいと思います。

それでは、これで本日の部会を終了したいと思います。ご苦労さまでした。